

前 承

仙臺	宮崎					鹿兒島								熊本									
	大河原區	古川區	仙臺區	古川支區	地部方計	以上長崎縣院管内ノ合計	高千穂區	延岡區	都城區	飯塚區	宮崎區	大島區	水引區	鹿屋區	鹿兒島區	八代區	天草區	高瀬區	山鹿區	宮地島區	御船區	熊本區	
2	9	3	2	2	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	9	3	2	2	332	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	4	2	2	6	349	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1	6	4	1	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	0	5	2	6	433	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	9	2	2	5	316	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1	3	1	1	1	106	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	0	2	2	6	433	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1	5	1	1	1	48	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
					49																		
2	2	2	2	6	39																		
					79																		
					96																		
2	1	1	1	1	26																		
					5																		

三五七

大分														福岡					廳名		
八代支	地部方	豆田區	中津區	杵築區	竹田區	佐伯區	白杵區	大分區	地事區	行倉區	小柳區	柳河區	久留米區	飯塚區	福岡區	小倉支區	久留米支區	地部方			

三五六

表六十四 第三部 第四十六表
即決ニ係ル違警ノ罪名ニ對スル言渡區分

罪名	件數		人員		對 關 計	言 渡 區 分	無 罪 計	免 訴 計	拘 留 計	管 轄 計	科 料 計
	前 年	本 年	前 年	本 年							
人家稠密ノ場所ニ於テ燈リニ煙火其他火器ヲ玩フ	九〇	九七	二	二	二	二	二	二	二	二	二
燃氣器其他煙火電ヲ建造修理シ及掃除スル規則ニ違背ス	四七	四七	二	二	二	二	二	二	二	二	二
官署ノ督促ヲ受ケテ崩壊セントスル家屋齒壁ノ修理ヲ爲サス	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
自己ノ所有地内ニ死屍アルヲ知テ官署ニ申告セス又ハ他所ニ移ス	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
入ヲ毆打シテ倒傷疾病ニ至ラス	五七六〇	六二〇〇	二七九	二七九	二七九	二七九	二七九	二七九	二七九	二七九	二七九
密ニ賣淫ヲ爲シ又ハ其結合容止ヲ爲ス	五九八九	五二〇	八三	九	九	九	九	九	九	九	九
人ノ住居セサル家屋内ニ潜伏ス	二〇五	二〇六	二	二	二	二	二	二	二	二	二
定リタル住居ナク平常管生ノ産澤ナクシテ諸方ニ徘徊ス	一〇九五八	一一三三四	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
官許ノ墓地外ニ於テ私ニ埋葬ス	六二五	六二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
違警罪ノ犯人ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス	一九	一九	一	一	一	一	一	一	一	一	一
人家ノ近傍又ハ山林田野ニ於テ燈リニ火ヲ焚ク	二八二	三〇八	二	二	二	二	二	二	二	二	二
水火其他ノ變ニ際シ官史ヨリ防禦スヘキ求メテ受ケ傍觀シテ之ヲ背セス	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一

三六一

前 承

廳名	件數		人員		對 關 計	言 渡 區 分	無 罪 計	免 訴 計	拘 留 計	管 轄 計	科 料 計
	前 年	本 年	前 年	本 年							
札幌	八	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一
小樽	一九	一九	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岩内	五	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
稚内	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
根室	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
厚岸	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
以上函館控訴院管内ノ合計	四七	四七	五	五	五	五	五	五	五	五	五
總計	二六二	二八二	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一

三六〇

前 承

違 警 罪 目	件 数	人 員	言		渡		區		分	
			無 罪	免 訴	十 以 十 二 日 上 日	十 以 六 日 上 日	五 以 一 日 上 日	科 料	科 料	
不熟ノ乗物又ハ荷取ソトル飲食物ヲ販賣ス	一六七	一六七	二	二					二	二
健康ヲ保護スル爲メ設ケタル規則又ハ俾諸病預防規則ニ違背ス	二六九五	二六九九	一	一					二	二
人ノ通行スヘキ場所ニアル危險ノ井溝其他凹所ニ蓋又ハ防圍ヲ爲サス	一七	一七								
路上ニ於テ犬其他ノ獸類ヲ啖シ又ハ驚遊セシム	四三	四三								
發狂人ノ看守ヲ怠リ路上ニ徘徊セシム	三九	三九								
狂犬猛獸等ノ繫鎖ヲ怠リ路上ニ放ツ	四四	四四								
發死人ノ檢視ヲ受ケスシテ埋葬ス	二	二								
墓碑及路上ノ神佛ヲ毀損シ又ハ汚漬ス	三三	三三								
神佛佛堂其他公ノ建造物ヲ汚漬ス	一一	一一								
公然人ヲ罵詈嚼弄ス	一四八	一五一	七	三					二	二

前 承

違 警 罪 目	件 数	人 員	言		渡		區		分	
			無 罪	免 訴	十 以 十 二 日 上 日	十 以 六 日 上 日	五 以 一 日 上 日	科 料	科 料	
濫リニ車馬ヲ疾驅シテ行人ノ妨害ヲ爲ス	五〇〇	五〇六								
制止ヲ背セシメテ人ノ群集シタル場所ニ車馬ヲ牽ク	四二	四二								
夜中燈火ヲシテ車馬ヲ疾驅ス	一三五	一四〇								
水石等ヲ道路ニ堆積シテ防圍ヲ設ケス又ハ標識ノ點燈ヲ怠ル	五〇	五〇								
瓦礫ヲ道路家屋圍圍ニ投擲ス	一一	一一								
禽獸ノ死屍ヲ道路ニ棄擲シ又ハ取除カス	九	九								
汚穢物ヲ道路家屋圍圍ニ投擲ス	八九	九四								
警察ノ規則ニ違背シテ工商ノ業ヲ爲ス	一八〇	一八〇								
醫師總務故ナク急病人ノ招キニ應セス	五六	五六								
死亡ノ申告ヲ爲サスシテ埋葬ス	八五	八五								
流言浮説ヲ爲シテ人ヲ誑惑ス	四六	五三								
妄リニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱符咒等ヲ爲シ人ヲ惑ハシテ利ヲ圖ル	二八四	三〇〇	三	六					二	二

前承

違警罪目	件数		人負	言		渡		區		分	
	無罪	有罪		無罪	有罪	以上	以下	以上	以下	以上	以下
私有地外へ越りニ家屋牆壁ヲ設ケ又ハ軒極ヲ出ス	三	二	三								
官許ヲ得ズシテ路傍又ハ河岸ニ店等ヲ開ク	二五	一	二五								
路上ノ柱本市街ノ常燈及厨場等ヲ毀損ス	一八	一	二〇								
道路橋樑其他ノ場所ニ榜示シテ通行禁止及指道標ノ類ヲ毀損汚損ス	一九	一	一九								
渡船橋樑其他ノ場所ニ於テ定價以上ノ通行錢ヲ取リ又ハ故ナク通行ヲ妨ク	三七	一	三八								
渡船橋樑其他ノ通行錢ヲ拂入可キ場所ニ於テ其定價ヲ出サズシテ通行ス	六	一	六								
路上ニ於テ賭博ニ類スル商標ヲ爲ス	五	一	五								
官許ヲ得ズシテ劇場其他飢物場ヲ開キ又ハ其規則ニ違背ス	一一	一	一二								
溝渠下水ヲ毀損シ又ハ官署ノ督促ヲ受ケテ溝渠下水ヲ放ス	三三	一	三三								
溝渠下水ヲ放シ又ハ官署ノ督促ヲ受ケテ溝渠下水ヲ放ス	三三	一	三三								
制止ヲ肯セスシテ路傍ニ食物其他ノ商品ヲ羅列ス	一〇	一	一〇								
官許ヲ得ズシテ歌類ヲ官有地ニ放シ又ハ收蓄ス	七	一	七								

前承

違警罪目	件数		人負	言		渡		區		分	
	無罪	有罪		無罪	有罪	以上	以下	以上	以下	以上	以下
身體ニ刺文ヲ爲シ又之ヲ滌トス	四	一	四								
他人ノ繫キタル牛馬其他ノ獸類ヲ解放ス	二	一	二								
他人ノ繫キタル舟筏ヲ解放ス	一	一	一								
橋樑又ハ堤防ノ害トナルヘキ場所ニ舟筏ヲ繫ク	一	一	一								
牛馬猪車其他ノ物件ヲ道路ニ横ク又ハ水石積炭等ヲ堆積シテ行人ノ妨害ヲ爲ス	九	一	九								
車馬ヲ並ニ牽ケ行人ノ妨害ヲ爲ス	一〇	一	一〇								
水路ニ於テ舟ヲ並ニ通船ノ妨害ヲ爲ス	一〇	一	一〇								
氷雪塵芥等ヲ路上ニ投棄ス	一五	一	一五								
官署ノ督促ヲ受ケテ道路ノ掃除ヲ爲サス	三	一	三								
制止ヲ肯セスシテ路上ニ遊戯ヲ爲シ行人ノ妨害ヲ爲ス	二	一	二								
牛馬ヲ牽キ又ハ繫クコトヲ忽カセシテ行人ノ妨害ヲ爲ス	一	一	一								
出入ヲ禁止シタル場所ニ盛リニ出入ス	一	一	一								
通行禁止ノ榜示ヲ犯シテ通行ス	一	一	一								

表七十四第部三第

各廳ニ對スル言渡區分表

廳名	件數	人員		計	無罪	言渡	拘留		留置	科上	科下
		男	女				十日以上	六日以上			
警視廳	三八五六一	三三九六六	一〇三三三	三八七一九	一〇	九	一七六	二〇七一	一五七九	九六	三三九七九
神奈川縣	五五七四	四三七八	一〇七三	五五六一	四	八	一七	一〇七	六二	六	二〇〇八
千葉縣	三三〇〇	三〇三三	二六六	三三九九	二九	六	一〇	二八〇	一三三	二八	三三〇六
茨城縣	一八五一	一五二五	三二六	一八五一	三三	一	一	一四〇	一三三	一	一八五一
栃木縣	一三二五	一〇九二	二三三	一三二五	一	一	一	一〇〇	一三三	一	一三二五
群馬縣	一三二五	一〇九二	二三三	一三二五	一	一	一	一〇〇	一三三	一	一三二五
靜岡縣	一三二五	一〇九二	二三三	一三二五	一	一	一	一〇〇	一三三	一	一三二五
山梨縣	一三二五	一〇九二	二三三	一三二五	一	一	一	一〇〇	一三三	一	一三二五
長野縣	一三二五	一〇九二	二三三	一三二五	一	一	一	一〇〇	一三三	一	一三二五
新潟縣	一三二五	一〇九二	二三三	一三二五	一	一	一	一〇〇	一三三	一	一三二五
東京府	六六六六	六二八八	三七八八	六六六六	二〇六	二	一	五〇〇	四〇七	五	六六六六
大阪府	二〇五三	一八三三	二二〇	二〇五三	一〇	一	一	一〇〇	一〇〇	一	二〇五三
京都府	二〇五三	一八三三	二二〇	二〇五三	一〇	一	一	一〇〇	一〇〇	一	二〇五三
奈良縣	二〇五三	一八三三	二二〇	二〇五三	一〇	一	一	一〇〇	一〇〇	一	二〇五三
和歌山縣	二〇五三	一八三三	二二〇	二〇五三	一〇	一	一	一〇〇	一〇〇	一	二〇五三
兵庫縣	二〇五三	一八三三	二二〇	二〇五三	一〇	一	一	一〇〇	一〇〇	一	二〇五三
岡山縣	二〇五三	一八三三	二二〇	二〇五三	一〇	一	一	一〇〇	一〇〇	一	二〇五三
滋賀縣	二〇五三	一八三三	二二〇	二〇五三	一〇	一	一	一〇〇	一〇〇	一	二〇五三
福井縣	二〇五三	一八三三	二二〇	二〇五三	一〇	一	一	一〇〇	一〇〇	一	二〇五三
合計	二〇五三	一八三三	二二〇	二〇五三	一〇	一	一	一〇〇	一〇〇	一	二〇五三

三六六

前承

違反罪目	件數	人員		無罪	言渡	拘留		留置	科上	科下
		男	女			十日以上	六日以上			
道路ニ於テ放散高聲ヲ發シ制止ヲ肯セス	八六一	八六五	一	三	五					八五七
路ノ上ニ喧嘩シ又ハ醉臥ス	一六四五	一六四四	一	二	七					一六四六
路ノ上ノ常燈ヲ消ス	二〇	一九	一							一九
人家ノ牆壁ニ貼紙及樂書ス	九〇	九二	二							九二
邸宅ノ番號標札招牌又ハ他家遺棄ノ貼紙 其他報告ノ榜標等ヲ毀損ス	九七	一〇	八七							九七
他人ノ田野園圃ニ於テ菜葉ヲ採食シ又ハ 花卉ヲ採折ス	三三	三三								三三
公園ノ規則ヲ犯ス	三三	三三								三三
通路大キ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ牛馬ヲ 牽入ル	三三	三三								三三
各地方違警罪	二〇一八〇	二〇一八〇		八七						二〇一八〇
合計	二〇一八〇	二〇一八〇		八七						二〇一八〇
男	三二八八	三二八八		二九六						三二八八
女	二二七三〇	二二七三〇		七六						二二七三〇
合計	二二七三〇	二二七三〇		八六二						二二七三〇
男	二二七三〇	二二七三〇		八六二						二二七三〇
女	二二七三〇	二二七三〇		八六二						二二七三〇

三六六

廳名	總計	函	宮	長	廣	大	東	北	青	以上	秋	岩	山	福	宮	沖	鹿	熊	大
	二九二〇七	四	四	一七	一四	一七	二七	六二	九五一	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六
	二五〇二八九	四	四	一七	一四	一七	二七	六二	九五一	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六
	三三三三三																		
	二八二八二	四	一七	一四	一七	二七	六二	九五一	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六
	二一四五五																		
	八四八																		
	一〇〇〇																		
	一七九九七																		
	一九二一三																		
	三三三六二																		
	二九二〇七																		

三六九

前承

廳名	總計	人		員	言		渡		科
		男	女		無罪	有罪	十日以上	六日以上	
佐賀縣	二八八四	一八二三	一〇六一	四三	二二	一	一	三	
長門縣	五三九九	四三三	一〇六	五	二			七	
以上廣島府管內/合計	一六四九九	一二三二	六一六	五	一			一〇	
愛媛縣	五六一二	四七三	九八	九	五			一四	
島根縣	一六四一	一三四	六〇	一	一			二	
山口縣	五〇三	四一六	八七	二	一			三	
廣島縣	四二〇六	三三五	八六	二〇	七			二七	
以上名古屋府管內/合計	一四九八二	一一一五	三八七	二八	一三			三六	
岐阜縣	二二〇三	一五〇	七〇	三	二			五	
三河縣	二二二二	一五〇	七〇	三	二			五	
愛知縣	一〇一六五	九六〇	六四〇	三五	一六			五二	
以上大阪府管內/合計	一〇一八八	九二二	一〇六六	五六	二六			八二	
香川縣	一八九五	一五三	三三	一四	一			一五	
高松縣	三九四四	三二九	六〇	一五	七			二二	
德島縣	一七〇一	一四八	二六	二二	一			二三	
和歌山縣	二〇六六	一七九	三三	二八	一			二九	
石川縣	四八八八	三九二	九二	四二	二			四四	
富山縣	四八八六	三九二	九二	四二	二			四四	
總計	二九二〇七	二五〇二八九	三三三三三	二八二八二	二一四五五	八四八	一〇〇〇	一七九九七	

三六八

表八十四第部三第
分區渡言ルス對二條各ノ犯違則規諸ル係ニ決即

諸規則違反	數件	員人	言		渡		區		分	
			無罪	罰免	拘	留	科	料		
地租條例	七六九	七六一	一	四	二	一	一	二	二	二
稅務條例	三三三	三三三	一	一	一	一	一	一	一	一
印紙稅法	二六九〇	二〇八〇	一	四九	三	三	三	一	一	一
郵便條例	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一
電信條例	一〇〇〇〇	一〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一
藥品營業並藥品取扱規則	二二二二	二二二	一	一	一	一	一	一	一	一
賣藥規則	二二二二	二二二	一	一	一	一	一	一	一	一
傳染病預防法	二二二二	二二二	一	一	一	一	一	一	一	一
種痘規則	二二二二	二二二	一	一	一	一	一	一	一	一
墓地及埋葬取扱規則	二二二二	二二二	一	一	一	一	一	一	一	一
徵兵事務條例	二二二二	二二二	一	一	一	一	一	一	一	一
陸軍服役條例	二二二二	二二二	一	一	一	一	一	一	一	一

諸規則違反	數件	員人	無罪	罰免	拘	留	科	料
陸軍召集條例	一四九	一四〇	一	一	一	一	一	一
海軍下士卒服役條例	九	一〇	一	一	一	一	一	一
海軍召集條例	三三	三三	一	一	一	一	一	一
銃砲火藥類取扱規則	三三	三三	一	一	一	一	一	一
狩獵法	一三六	一七一	一	一	一	一	一	一
蠶種檢査法	五	五	一	一	一	一	一	一
寄留届出規定ニ違背ス	六〇三	六一五	一	一	一	一	一	一
馬匹調査及檢査施行規則	一七八	一八八	一	一	一	一	一	一
害蟲驅除預防法	七七	七七	一	一	一	一	一	一
電氣事業取扱規則	一	一	一	一	一	一	一	一
宿泊届出規定ニ違背ス	八四	八四	一	一	一	一	一	一
種牡馬檢査法	五〇	五〇	一	一	一	一	一	一
航路標識條例	二	二	一	一	一	一	一	一
船燈信號器及救命具取扱規則	三	三	一	一	一	一	一	一
森林法	二七	二七	一	一	一	一	一	一
豫戒令	五	五	一	一	一	一	一	一
度量衡法	二	二	一	一	一	一	一	一

表九十四第部三第
分區渡言ルス對二廳各

廳名	件數	男	女	計	無罪	免訴	十日以上六日以下	六日以上	五日以下	一日以上	留置	罰金	科料	分
靜岡縣	25	23	2	25	4									16
山梨縣	68	70	1	71	4									10
長野縣	71	79	8	87	1									17
新潟縣	125	131	6	137	3									69
東京府	137	133	4	137	1									38
大阪府	74	69	5	74	1									58
奈良縣	78	72	6	78	2									26
兵庫縣	114	110	4	114	2									55
岡崎縣	119	110	9	119	1									10
滋賀縣	121	120	1	121	2									60
福井縣	115	110	5	115	2									40
石川縣	115	110	5	115	2									26
富山縣	47	40	7	47	1									18
和歌山縣	70	76	6	82	4									33
德島縣	59	72	13	85	4									46
高知縣	253	235	18	253	4									28
香川縣	180	168	12	180	1									154
鳥取縣	109	104	5	109	1									88
愛知縣	272	262	10	272	3									40
三重縣	16	16	0	16	3									8
岐阜縣	54	56	2	54	2									18
以上大阪府管內ノ合計	1481	1398	83	1481	39									880
以上東京府管內ノ合計	1255	1255	0	1255	1									696

三七三

前承

廳名	件數	人員		計	言		渡		區		分			
		男	女		無罪	免訴	十日以上六日以下	六日以上	五日以下	一日以上	留置	罰金	科料	
警視廳	127	133	1	134	1								69	
神奈川縣	74	91	17	108	1								43	
千葉縣	92	87	5	92	1								30	
茨城縣	111	115	4	119	1								58	
栃木縣	133	135	2	137	4								32	
群馬縣	59	90	31	120	5								27	
群馬縣	62	58	4	66	4								62	
合計	553	553	0	553	19								285	
無印紙ノ賣券ヲ所持ス														
渡入紙製造取締規則														
勳章記章類似ノ標章ヲ佩用ス														
合計	586	586	0	586	19								285	

三七二

表十五第部三第
分區渡言ル對ニ名罪ル係ニ判裁席關及席對ノ罪警違式正

違警罪目	件數		人員		對席	關席	計	言		渡		區	分	
	前年	本年	前年	本年				無罪	有罪	管拘	留		以上	以下
規則ヲ遵守セズシテ火給其他破裂ス可キ物品ヲ市街ニ運搬ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人家稠密ノ場所ニ於テ燈リニ烟火其他火器ヲ玩フ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
入ヲ毆打シテ創傷疾病ニ至ラス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
密ニ賤淫ヲ爲シ又ハ其媒合密止ヲ爲ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
定リタル住居ナク平常營生ノ違害ナクテ諸方ニ徘徊ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
違警罪ノ犯人ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

三七五

秋田縣	青森縣	北海道	以上函館控訴院管内ノ合計	憲兵司令部	東京	大阪	名古屋	總計
145	100	100	100	100	100	100	100	100
207	175	175	175	175	175	175	175	175
1	1	1	1	1	1	1	1	1
108	108	108	108	108	108	108	108	108
1	1	1	1	1	1	1	1	1
72	72	72	72	72	72	72	72	72
17	17	17	17	17	17	17	17	17
119	119	119	119	119	119	119	119	119
17	17	17	17	17	17	17	17	17
119	119	119	119	119	119	119	119	119

表三第部四第式第
各區ニ對スル言渡罪

前承	廣島縣	山口縣	島根縣	愛媛縣	長門縣	佐賀縣	福岡縣	熊本縣	鹿兒島縣	神宮縣	岩山福宮	總計
以上名古屋控訴院管内ノ合計	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342
人員	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342
對席	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342
關席	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342
計	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342
無罪	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342
有罪	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342
管拘	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342
留	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342
以上	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342
以下	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342
棄	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342
消	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342

三七四

表一十五第部三第
分區渡言對廳各

前橋	浦和	宇都宮	水戸	千葉	横濱	廳名	件數		人員		對關		言渡區分				却減															
							前年	本年	前年	本年	前年	本年	計	無罪	管轄	拘留		留置	科料	科料												
太田	高崎	前橋	越谷	佐野	大宮	宇都宮	水戸	千葉	横濱	二	三	一	一	一	一	二	二	三	三	二	二	三	一	一	二	三	二	三	一	一	二	三
...																																

谷地	大宮	公團	合計		合計	
規則	規則	規則	男	女	男	女
規則ヲ犯ス	規則ヲ犯ス	規則ヲ犯ス	二	三	一	二
...
...
...
...

違警罪目	件數		人員		對關		言渡區分				却減																						
	前年	本年	前年	本年	前年	本年	計	無罪	管轄	拘留		留置	科料	科料																			
汚穢物ヲ道路家屋圍面ニ投擲ス																																	
...

前 承

札 函 青				秋				盛山仙				那 宮 熊							
以上函館控訴院管内ノ合計				以上宮城控訴院管内ノ合計				以上長崎控訴院管内ノ合計				以上函館控訴院管内ノ合計							
幌 館 森				大 湯 横 能 本 秋 磐 酒 仙				那 嶽 那 都 飲 宮 天 熊				分 岡 賀 崎							
札 江 八 弘				館 澤 手 代 莊 田 井 田 臺				嶽 那 都 飲 宮 天 熊				分 岡 賀 崎							
幌 差 戸 前				館 澤 手 代 莊 田 井 田 臺				嶽 那 都 飲 宮 天 熊				分 岡 賀 崎							
區 區 區 區				區 區 區 區 區 區 區 區				區 區 區 區 區 區 區 區				區 區 區 區 區 區 區 區							
一四				二								二				二			
四三	九	二	二	八	八	四	三	七				一				三	五	二	三
四六	一〇	二	二	五〇	八	四	三	二				一				三	五	二	三
一五				二				二											
三				一				一											
三八	九	六	二	四	五	四	四	一	八	二	三	三	一	三	三	三	四	四	四
二〇	三	二		一	〇	四	一	六	一	四	〇	二	二		一				
五二	一〇	二	三	七	五	八	四	一	六	二	三	九	一	一	二	九	一	五	二
四七	八	二	一	四	七	七	四	一	六	三	一	九	一	一	二	八	一	四	二
五一	二			三	一			二				七	一		一	七	一		一
五二	一〇	二	三	七	五	八	四	一	六	二	三	九	一	一	二	九	一	五	二
二〇				三	六	二	〇	二				五							
四																			
四	二			五								三							
九	七	二		六								二							
七	八	二		七								六							
八				二								一〇							
一																			

大 福 佐 長 松 松								廳	
山 分 岡 賀 崎									
五 中 杉 行 柳 唐 佐 福 平 大 長								名	
津 津 築 事 河 津 賀 江 戶 村 崎								年 前 件	
區 區 區 區 區 區 區 區								年 本 數	
區 區 區 區 區 區 區 區								計 員	
區 區 區 區 區 區 區 區								男 前 人	
區 區 區 區 區 區 區 區								女 年 員	
區 區 區 區 區 區 區 區								男 本 員	
區 區 區 區 區 區 區 區								女 年 員	
區 區 區 區 區 區 區 區								計 對	
區 區 區 區 區 區 區 區								席 閣	
區 區 區 區 區 區 區 區								計 言	
區 區 區 區 區 區 區 區								罪 無	
區 區 區 區 區 區 區 區								訴 免	
區 區 區 區 區 區 區 區								違 轉 管	
區 區 區 區 區 區 區 區								拘 渡 區	
區 區 區 區 區 區 區 區								留 分 料	
區 區 區 區 區 區 區 區								以上 登 登 料	
區 區 區 區 區 區 區 區								以下 登 登	
區 區 區 區 區 區 區 區								却 業	
區 區 區 區 區 區 區 區								減 消	

號乙錄附部三第
(一)件各判裁ノ事領在駐港各國韓

輕罪	前年		本年	前年		本年	前年		本年	前年		本年	前年		本年	前年		本年
	件	數		人	員		言	對		關	計		言	對		關	計	
監視規則違背																		
家宅侵入																		
私書偽造																		
氏名詐稱																		
賭博																		
毆打倒傷																		
略取誘拐																		
合計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女

號甲錄附部三第
(二)判裁ノ事領在駐海上國清

違警罪	前年		本年	前年		本年	前年		本年	前年		本年	前年		本年	前年		本年
	件	數		人	員		言	對		關	計		言	對		關	計	
人ヲ毆打ス																		
上海地方定規ヲ犯ス																		
合計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女

表三十五第部三第
分區渡言ルス對ニ應各

號甲錄附部三第
(一)判裁ノ事領在駐海上國清

輕罪	前年		本年	前年		本年	前年		本年	前年		本年	前年		本年	前年		本年
	件	數		人	員		言	對		關	計		言	對		關	計	
器物毀棄																		
合計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女

表二十五第部三第
規諸ル係ニ判裁席閣及席對ノ式正
分區渡言ルス對ニ應各ノ犯違則

廳名	前年		本年	前年		本年	前年		本年	前年		本年	前年		本年	前年		本年
	件	數		人	員		言	對		關	計		言	對		關	計	
松山一松山																		
以上廣島松山管内																		
合計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女

號乙録附部三第

(三) 件各判裁ノ事領在駐港各國韓

違 警 罪	本年受理		拘留		留 料		渡 料	
	件數	人員	十日以上	五日以下	十日以上	以 壹 上 以 壹 下	以 壹 上 以 壹 下	以 壹 上 以 壹 下
人ヲ毆打ス	三	三	三					
密ニ賣淫ヲ爲シ又ハ其媒合容止ヲ爲ス	三	三						
部前シテ路上ニ喧嘩シ又ハ醉臥ス	七	七						
韓國地方定規ヲ犯ス	二	二						
合計	一五	一五	三					
男	六	六	三					
女	九	九						
總計	一五	一五	三					

號乙録附部三第

(二) 領在駐港各國韓

前 承

諸規則違犯	本年受理		言 渡		罰 金		言 渡	
	件數	人員	無 罪	重禁錮	罰 金	罰 金	罰 金	罰 金
日本人行歩規定	五	五						
竊盜	七	七						
屋外竊盜	二	二						
詐欺取財	二	二						
委託物拐帶	一	一						
贓物故買	一	一						
合計	一八	一八						
男	五	五						
女	一三	一三						
總計	一八	一八						

表四十五第款一第部四第
分處ノ事檢ルニ廳各

廳名	受 舊		受 新		受 計		終 局		終 局	
	受	直	部	所	テ	ト	テ	ト	テ	ト
地 方 支 部	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
東 京 支 部	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
新 島 支 部	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
八 丈 支 部	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
父 島 支 部	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
八 丈 支 部	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
地 方 支 部	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
横 濱 支 部	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
横 濱 支 部	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
小 田 原 支 部	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
地 方 支 部	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
水 更 津 支 部	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
八 日 市 支 部	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
千 葉 支 部	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
松 戸 支 部	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
一 宮 支 部	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
水 更 津 支 部	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
北 條 支 部	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
計	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
止	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
局	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

三八七

表三十四第款一第部四第

廳名	受 舊	受 新	受 計	終 局	終 局
地 方 支 部	11	11	11	11	11
東 京 支 部	11	11	11	11	11
新 島 支 部	11	11	11	11	11
八 丈 支 部	11	11	11	11	11
父 島 支 部	11	11	11	11	11
八 丈 支 部	11	11	11	11	11
地 方 支 部	11	11	11	11	11
横 濱 支 部	11	11	11	11	11
横 濱 支 部	11	11	11	11	11
小 田 原 支 部	11	11	11	11	11
地 方 支 部	11	11	11	11	11
水 更 津 支 部	11	11	11	11	11
八 日 市 支 部	11	11	11	11	11
千 葉 支 部	11	11	11	11	11
松 戸 支 部	11	11	11	11	11
一 宮 支 部	11	11	11	11	11
水 更 津 支 部	11	11	11	11	11
北 條 支 部	11	11	11	11	11
計	11	11	11	11	11
止	11	11	11	11	11
局	11	11	11	11	11

前承

廳名		受 理 件 數						終 局 件 數					
		受 直 計			受 間 計			テトシナシ			テトシナシ		
		受	直	計	受	間	計	テトシナシ	テトシナシ	テトシナシ	テトシナシ	テトシナシ	テトシナシ
甲府	谷村支部	2	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	甲府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鵜澤	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	谷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	松本	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	飯田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飯山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	松本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	伊那	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岩村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		2	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	
止		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
局終未		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

三九〇

廳名		受 理 件 數						終 局 件 數					
		受 直 計			受 間 計			テトシナシ			テトシナシ		
		受	直	計	受	間	計	テトシナシ	テトシナシ	テトシナシ	テトシナシ	テトシナシ	
新發田	新發田支部	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
	長岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	高田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	相模	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三條	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	新發田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	村岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	長岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	柏崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	六日町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	高田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	糸魚川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	相模	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計		1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	
止		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
局終未		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

以上東京控新發田管内ノ合計

三九二

前 承

前 承										廳 名		受 理 件 數		終 局 件 數		中 未						
高 知	徳 島	和 歌 山	富 山	高 岡	地 方	新 田	和 歌 山	地 方	富 山	高 岡	受	直	新	受	計	終	局	件	數	止	未	
安藝	高知	中村	川島	脇野	徳島	脇野	新田	和歌山	地	富山	高岡	受	直	新	受	計	終	局	件	數	止	未
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

前 承										廳 名		受 理 件 數		終 局 件 數		中 未						
高 知	徳 島	和 歌 山	富 山	高 岡	地 方	新 田	和 歌 山	地 方	富 山	高 岡	受	直	新	受	計	終	局	件	數	止	未	
安藝	高知	中村	川島	脇野	徳島	脇野	新田	和歌山	地	富山	高岡	受	直	新	受	計	終	局	件	數	止	未
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

前 承

廳 名	受 新		受 直		受 舊		受 計		終 局		終 局		中 止	
	受	新	受	直	受	舊	受	計	ナ	ト	シ	ナ	ト	シ
山田支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
安濃津區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
松坂區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
四日市區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
上野區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山地區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大地區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高垣支	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高山支	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
八幡區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大垣區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
御嵩區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高山區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上各區合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
尾道支	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三原區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地原區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廣島區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

廳 名	受 新		受 直		受 舊		受 計		終 局		終 局		中 止	
	受	新	受	直	受	舊	受	計	ナ	ト	シ	ナ	ト	シ
竹原區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
尾道區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福山區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三原區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地原區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
赤間支	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山口區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳山區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
赤間支	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
柳井區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
萩區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地原區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
濱田支	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
西條支	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
松江區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
木次區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
今市區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
濱田區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大森區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

大分		福岡				佐賀													
竹田	佐伯	白分	大豆	中津	地事	小倉	柳河	飯塚	福岡	小倉	久留米	地萬里	伊唐	武雄	佐賀	地原	嚴原	福江	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

三九九

前承

長崎		松山											廳名			
武生	平島	大島	長崎	嚴原	福江	平戸	地原	今治	西條	宇和	大洲	松山	西條	宇和	地原	西郷
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

三九八

前承

仙臺										那覇		宮崎				水島		
平白地	登米	石巻	大河原	古河	仙臺	石巻支	古川支	地	地	那覇	高千穂	延岡	都城	宮崎	延岡	地	大島	水島
支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	1	1
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	1	1
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	1	1
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	1	1
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	1	1
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	1	1
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	1	1
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	1	1
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	1	1
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	1	1
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	1	1

四〇一

鹿島																	熊本				廳名		
鹿島	大島	八代	天草	高瀬	山鹿	宮崎	御船	熊本	八代	天草	地	地	豆田	玉津	中津	杵築	廳名						
支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	支部	廳名						
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	廳名						
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	廳名						
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	廳名						
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	廳名						
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	廳名						
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	廳名						
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	廳名						
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	廳名						
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	廳名						
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	廳名						
113	10	4	5	1	1	10	7	7	125	1	1	1	1	1	1	1	廳名						

四〇〇

前 承

前 承															應		受 普		受 直		受 新		受 理		件 数		終 局		件 数		中 未				
盛	磐	地	鶴	酒	長	米	新	山	鶴	酒	米	地	若	平	白	中	福	若	受	受	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	
井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

前 承															應		受 普		受 直		受 新		受 理		件 数		終 局		件 数		中 未									
青	野	青	八	弘	地	以上官	大	湯	横	大	能	本	秋	大	大	地	水	磐	宮	福	遠	花	受	受	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
前	邊	森	戸	前	支	官	館	澤	手	曲	代	庄	田	館	曲	支	澤	井	古	岡	野	卷	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

表五十五第 款一第部四第
分處ノ事判審豫ルス對ニ廳各

廳名	受件		理員		終人		結員		消減		中止		未終結	
	受	件	理	員	終	人	結	員	消	減	中	止	未	終
東京	八王子支部	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
横濱	横濱地方	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
千葉	木更津支部	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
水戸	下妻支部	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
宇都宮	栃木支部	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
浦和	熊谷支部	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
前橋	高崎支部	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
總計		160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160

北海道集治監	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
以上函館控訴院管内ノ合計	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16

前 承

廳名	受件		理員		終人		結員		消減		中止		未終結	
	受	件	理	員	終	人	結	員	消	減	中	止	未	終
函館	函館地方	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
江差	江差地方	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
札幌	札幌地方	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
旭川	旭川地方	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
網走	網走地方	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
釧路	釧路地方	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
根室	根室地方	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
總計		160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160

四〇五

四〇四

承前

廳名	受件		受理員		終結		消滅中止		未終結	
	受	計	受	計	件	人	件	人	件	人
靜岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
沼津	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
濱松	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
甲府	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
谷村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飯田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
松本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
相川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
京都	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮津	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
脇田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金澤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
七尾	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小浜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大津	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
彦根	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岡山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
津山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高梁	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神戶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
豐岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
姫路	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
洲本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
五條	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

廳名	受件		受理員		終結		消滅中止		未終結	
	受	計	受	計	件	人	件	人	件	人
徳島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
脇田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金澤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
七尾	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小浜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大津	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
彦根	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岡山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
津山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高梁	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神戶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
豐岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
姫路	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
洲本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
五條	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

廳名	受件	受入員	終入	結員	消減	中止	未終結
廳名	受件	受入員	終入	結員	消減	中止	未終結
高知地中村支部	1	1	1	1	0	0	0
高松地丸龜支部	1	1	1	1	0	0	0
鳥取地求子支部	1	1	1	1	0	0	0
以上大阪警備隊管内ノ合計	3	3	3	3	0	0	0
名古屋地岡崎支部	1	1	1	1	0	0	0
安濃津地四日市支部	1	1	1	1	0	0	0
安濃津地山田支部	1	1	1	1	0	0	0
岐阜地大垣支部	1	1	1	1	0	0	0
岐阜地高山支部	1	1	1	1	0	0	0
以上名古屋警備隊管内ノ合計	5	5	5	5	0	0	0
廣島地尾道支部	1	1	1	1	0	0	0
山口地赤間關支部	1	1	1	1	0	0	0
山口地岩國支部	1	1	1	1	0	0	0
松江地濱田支部	1	1	1	1	0	0	0
松江地西郷支部	1	1	1	1	0	0	0
松江地宇和島支部	1	1	1	1	0	0	0
松江地西條支部	1	1	1	1	0	0	0
以上廣島警備隊管内ノ合計	7	7	7	7	0	0	0
長崎地平戸支部	1	1	1	1	0	0	0
長崎地福江支部	1	1	1	1	0	0	0
長崎地嚴原支部	1	1	1	1	0	0	0
佐賀地賀支支部	1	1	1	1	0	0	0
福岡地久留米支部	1	1	1	1	0	0	0
福岡地小倉支部	1	1	1	1	0	0	0
大分地中津支部	1	1	1	1	0	0	0
大分地豆田支部	1	1	1	1	0	0	0
合計	41	41	41	41	0	0	0

廳名	受件	受入員	終入	結員	消減	中止	未終結
廳名	受件	受入員	終入	結員	消減	中止	未終結
高知地中村支部	1	1	1	1	0	0	0
高松地丸龜支部	1	1	1	1	0	0	0
鳥取地求子支部	1	1	1	1	0	0	0
以上大阪警備隊管内ノ合計	3	3	3	3	0	0	0
名古屋地岡崎支部	1	1	1	1	0	0	0
安濃津地四日市支部	1	1	1	1	0	0	0
安濃津地山田支部	1	1	1	1	0	0	0
岐阜地大垣支部	1	1	1	1	0	0	0
岐阜地高山支部	1	1	1	1	0	0	0
以上名古屋警備隊管内ノ合計	5	5	5	5	0	0	0
廣島地尾道支部	1	1	1	1	0	0	0
山口地赤間關支部	1	1	1	1	0	0	0
山口地岩國支部	1	1	1	1	0	0	0
松江地濱田支部	1	1	1	1	0	0	0
松江地西郷支部	1	1	1	1	0	0	0
松江地宇和島支部	1	1	1	1	0	0	0
松江地西條支部	1	1	1	1	0	0	0
以上廣島警備隊管内ノ合計	7	7	7	7	0	0	0
長崎地平戸支部	1	1	1	1	0	0	0
長崎地福江支部	1	1	1	1	0	0	0
長崎地嚴原支部	1	1	1	1	0	0	0
佐賀地賀支支部	1	1	1	1	0	0	0
福岡地久留米支部	1	1	1	1	0	0	0
福岡地小倉支部	1	1	1	1	0	0	0
大分地中津支部	1	1	1	1	0	0	0
大分地豆田支部	1	1	1	1	0	0	0
合計	41	41	41	41	0	0	0

前承

廳名	受件		理員		終入		結員		消減		中止		未終	
	受	計	受	計	件	人	員	計	件	人	件	人	件	人
熊本	八	104	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿兒島	大	122	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮崎	延	15	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
那覇	那	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上官城控訴院管内ノ合計														
仙臺	古	110	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石巻	石	9	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
白河	白	112	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
平河	平	111	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
若松	若	101	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	福	12	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	酒	80	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鶴岡	鶴	2	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上官城控訴院管内ノ合計														

廳名	受件		理員		終入		結員		消減		中止		未終	
	受	計	受	計	件	人	員	計	件	人	件	人	件	人
盛岡	磐	11	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	大	101	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森	弘	10	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
函館	函	1	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
札幌	札	1	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
根室	根	1	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上官城控訴院管内ノ合計														

表六十五第款一第部四第

分區ルタシ爲ヲ渡言ノ訴免ノ事判審豫ルス對ニ廳各

甲府	長野	新潟	東京	大正	奈良	神戶	以上東京控訴院管内ノ合計
谷地	松本	飯田	相模	高田	長岡	新潟	東京
村	田	田	川	田	岡	田	東京
支	支	支	支	支	支	支	東京
方	部	部	部	部	部	部	東京
110	67	113	210	37	44	80	275
2	5	2	2	4	2	13	28
118	73	123	210	37	44	80	275
104	56	111	208	36	43	79	273
14	17	12	2	1	1	1	7

四二二

東京	横濱	千葉	水戸	宇都宮	浦和	前橋	静岡
八王子	濱	木更津	下妻	栃木	熊谷	高崎	沼津
支	支	支	支	支	支	支	支
方	方	方	方	方	方	方	方
284	153	28	87	105	110	126	88
3	9	3	2	3	4	1	1
284	153	28	87	105	110	126	88
206	106	25	76	92	97	115	81
78	47	3	11	13	13	11	7

四二二

前承

廳名		豫審中被告人ノ所遇		豫審終結被告人入監時間	
留	拘	留	拘	内以日五	内以日十
廣島地	三尾支	1	1	1	1
廣島地	三次支	1	1	1	1
山口地	赤間關支	1	1	1	1
山口地	岩國支	1	1	1	1
松江地	濱田支	1	1	1	1
松江地	西郷支	1	1	1	1
松江地	宇和島支	1	1	1	1
松江地	西條支	1	1	1	1
長崎地	平戸支	1	1	1	1
長崎地	福原支	1	1	1	1
長崎地	嚴原支	1	1	1	1
佐賀地	賀支	1	1	1	1
福岡地	小倉支	1	1	1	1
福岡地	久留米支	1	1	1	1
熊本地	天草支	1	1	1	1
熊本地	八代支	1	1	1	1
鹿兒島地	大島支	1	1	1	1
宮崎地	延岡支	1	1	1	1
那覇地	那覇支	1	1	1	1
仙臺地	古川支	1	1	1	1
仙臺地	石巻支	1	1	1	1
福島地	白河支	1	1	1	1
福島地	平支	1	1	1	1
福島地	若松支	1	1	1	1
計		100	100	100	100

廳名		豫審中被告人ノ所遇		豫審終結被告人入監時間	
留	拘	留	拘	内以日五	内以日十
福岡地	小倉支	1	1	1	1
福岡地	久留米支	1	1	1	1
熊本地	天草支	1	1	1	1
熊本地	八代支	1	1	1	1
鹿兒島地	大島支	1	1	1	1
宮崎地	延岡支	1	1	1	1
那覇地	那覇支	1	1	1	1
仙臺地	古川支	1	1	1	1
仙臺地	石巻支	1	1	1	1
福島地	白河支	1	1	1	1
福島地	平支	1	1	1	1
福島地	若松支	1	1	1	1
計		100	100	100	100

表九十五第款二第部四第

間時分處ノ事檢

表八十五第款一第部四第

分區渡言ノ金罰ル係ニ廷審豫ルス對ニ廳各

時間區分	終局件數				止計	局終未
	重罪トシテ	輕罪トシテ	輕罪トシテ	違警罪トシテ		
一日以上五日以内	三七六〇	一一一八九	二〇七六八	九五四	一六二〇五	四六六
六日以上十五日以内	九五	九五五	六〇六八	六五一	八六〇	一八七
十六日以上二十日以内	五二	五〇八	二二七二	一〇一	六九三	九九
廿一日以上一月以内	二七	二二一	一〇三八	九八	二四〇	五六
合計	三七八〇	一一一八九	二〇七六八	九五四	一六二〇五	四六六

四二五

廳名	犯罪ノ性質	呼出ニ應セス	罰金言渡ニ係ル金額
長野本支部	三	三	三
以上東京控訴院管内ノ合計	四	四	四
神戸本支部	五	五	五
以上大阪控訴院管内ノ合計	六	六	六
佐賀地方	一	一	一
以上長崎控訴院管内ノ合計	二	二	二
青森地方	一	一	一
以上函館控訴院管内ノ合計	二	二	二
總計	二二	二二	二二

前承

廳名	豫審中被告人ノ所遇		豫審終結被告人ノ入監時間	
	拘留	不拘留	五日以内	十日以内
山形米澤支部	一	一	一	一
山形酒田支部	一	一	一	一
山形鶴岡支部	一	一	一	一
盛岡磐井支部	一	一	一	一
秋田大地支部	一	一	一	一
秋田大曲支部	一	一	一	一
秋田大館支部	一	一	一	一
以上官城控訴院管内ノ合計	六	六	六	六
青森弘前支部	一	一	一	一
青森八戸支部	一	一	一	一
函館館地支部	一	一	一	一
函館幌地支部	一	一	一	一
根室地支部	一	一	一	一
以上函館控訴院管内ノ合計	四	四	四	四
總計	一〇	一〇	一〇	一〇

四二四

前 承

廳名	以上名古屋控訴院管内ノ合計																					
	平	地	今	西	宇	大	松	西	宇	地	西	大	濱	今	木	松	西	濱	地	萩	柳	岩
部	方	計	區	區	區	區	區	部	部	方	區	區	區	區	區	區	部	部	方	區	區	區
數	二八九	一七四	三三〇	二八三	三〇六	六四七	一四四	一四一	一三六	一三六	一七五	三三六	三三六	二九二	二五二	一〇九	一〇九	一〇九	三〇一	一〇九	一〇九	五七一
時	三三三	二二五	二八七	二八七	一七六	五五七	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	五〇五
間	三三	一九九	二二三	二二三	二〇九	四〇	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	六一
區	七	七九	三八	三八	三一	八	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	四
分																						
局終未																						

廳名	以上名古屋控訴院管内ノ合計																	
	船	赤	德	山	岩	赤	地	庄	三	福	尾	竹	廣	三	尾	地	高	御
部	木	間	關	山	口	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
數	一九〇	八六〇	三三六	五六五	四〇七	六八三	九一〇	五五二	五八二	六二六	七五九	一六三〇	四〇七	八五六	一五三五	一六一五九	三九六	
時	二二五	七七三	三〇八	五三三	三三四	六二二	七三二	四四六	五一八	五七三	七〇四	一七六六	三三三	六三八	一三三五	一四四五六	三八二	
間	五	六〇	一五	一六	四	三〇	六四	三	二八	二五	三三	二七	三三	七一	二九	九六六	九	
區	八	七	三	三	一	一七	二	二	二	八	一〇	六三	五三	一三	三六	七二	二〇	
分																		
局終未																		

熊本		大分																			
高山	御船	熊代	八代	天草	地草	豆田	玉津	中津	軒築	竹田	佐伯	白杵	大豆	中津	地事	行倉	小柳	久留米			
瀨鹿	地船	本支	支	支		田	津	津	築	田	伯	杵	分	支	支	事	倉	河	留米		
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	
五六	一六七	三三三	二八八	八五八	五〇八	一三七	二〇五	三四六	一七一	三八五	二四四	三七七	一八五	三四	六三〇	二六八	三八八	一四九四	九二四	五五三	七一四
四九	一六五	八八	三三	八二七	三六六	九七	一六三	三三一	一七一	三三〇	九一	三三	一四五	二八	六三	三三	二六一	一三三六	一四三	三三六	六七六

四三九

前 承

前承															廳	名	數	件				
福岡			佐賀			長崎																
飯塚	福岡	小倉	久留米	地	伊萬里	唐津	武雄	佐賀	地原	嚴原	福江	武生	平戸	島原	大村	長崎	嚴原	福江				
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區		
六三	一〇二	一七五	一九九	一七〇	一三三	三三四	三二四	六四八	九五九	三〇一	二二五	三三三	三三六	三八五	三三三	一〇六	一七三	九二				

四三八

安濃津	名古屋	高松	島取	高松	高松
松坂	安濃津	山支	上野支	四日市支	地日市支
區	區	部	部	部	部
一一五	三〇三	二八八	二〇〇	四〇三	六六〇
四四	一四四	二〇七	一三三	三三六	四〇四
三六	七六	四九	四二	八〇	一一六
一五	四四	一八	八	四四	四七
一〇	二八	四	六	二五	一七
八	五	五	三	二五	一七
二	五	一	一	一〇	九

前 承

高知	德島	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山
地中須	安藝	高知	中村	川島	德島
村崎	藝知	知支	島支	島支	支
方區區區區部	方區區區部	方區區區部	方區區區部	方區區區部	方區區區部
六三	一六九	一五二	一六五	五五	三三〇
三三	一四	三四	五二	一八一	九八
一三六	八三	六八	六五	一七五	五五
四	二六	二九	二〇	一〇	七
二	九	一〇	五	三	〇
三	四	一	二	一	七
五	四	一	五	二	〇
二	三	四	二	一	二
九	三	四	九	七	一〇
七	一	二	三	二	三
六	一	一	一	一	一
三					

福島		仙臺								那覇			宮崎		
中福村區	若松支區	平支部	白河支部	登米區	石巻區	大河原區	古川區	仙臺區	石川支部	川支部	地那支部	高千穂區	延岡區	都城區	宮崎支部
125	561	550	353	262	926	103	120	270	245	425	374	343	80	154	270
40	336	190	50	48	333	19	34	231	50	182	182	63	19	180	333
14	138	138	56	20	279	35	28	82	19	179	71	57	8	188	215
8	81	75	53	55	209	18	33	38	34	37	36	76	19	18	50
9	44	57	47	39	73	16	16	5	18	17	36	37	73	20	9
19	144	99	52	36	78	10	26	22	21	9	34	64	92	48	17
27	26	30	65	36	33	3	4	1	1	1	1	69	121	30	48
6	1	2	3	2	20	2	1	1	2	1	7	7	29	19	2
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

四六七

前承

鹿兒島															廳名				
地	太	水	鹿	鹿	大	地	太	公	天	高	山	宮	御	熊	八	天	地	豆	
地	太	水	鹿	鹿	大	地	太	公	天	高	山	宮	御	熊	八	天	地	豆	
島	引	屋	兒	島	島	支	支	支	吉	代	草	瀨	鹿	地	船	本	代	草	
方	區	區	區	區	區	部	方	區	區	區	區	區	區	區	區	部	部	方	區
566	283	284	179	699	779	737	482	115	155	46	79	193	160	620	334	1000	110	110	
20	33	27	59	234	28	33	19	27	72	17	40	69	70	294	61	561	54	54	
13	3	60	66	92	13	207	48	47	62	11	27	51	47	190	51	186	27	27	
89	6	37	14	192	0	89	9	27	13	5	33	33	27	82	27	125	12	12	
37	1	17	19	80	2	35	3	9	7	0	8	17	0	25	28	3	59	9	
3	7	18	7	25	15	59	3	13	2	3	1	1	5	16	3	20	6	6	
2	7	3	1	5	6	0	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

四六六

青森							秋田											
八戸	五所川原	三浦	弘前	野邊地	青森	八戸	地	大館	湯澤	横手	能代	本荘	秋田	大館	大館	水澤	磐井	宮古
二一七	一一五	一九二	二六	二六	一七六	一五七	一四三	三三四	三三三	二二二	三三九	二九二	二二四	一八五	六四五	八三五	一五四	二二二
五三	三七	六〇	四八	二五	九四	二四	三五四	八一	四八	四九	二〇	一〇	一三三	五	一	八八	三四	二
四四	三〇	五五	八九	四五	三六	四三	二七九	一七二	七八	一〇五	一〇六	一一二	六三	一七九	一七五	一五〇	一〇〇	八
八	二〇	三一	四六	三五	一九	五三	二二二	七〇	八一	三六	九五	四三	四一	一三三	一〇四	二二	一一	一
五	二	二八	一四	八	二二	六	一一九	八	四二	一〇	五九	一七	三〇	六	一〇	一一	二九	一
三	八	一〇	四	七	八	一〇	一三九	一〇	八〇	四九	一七	三三	三七	三三	六三	八八	三	三
四	八	六	一	二	二	三	一〇三	五	四〇	一	九	五	一三	一三	六六	六九	一	五
							七	二										
							二六	一	五									
							三											
							一											

以上宮城控訴院管内ノ合計

四六九

前 承

盛岡													山形				廳名			
福野	遠野	花卷	盛岡	磐井	地	鶴岡	酒田	長井	米澤	新庄	山形	鶴岡	酒田	米澤	地	若松		平河	白河	
八七	五	二九	二二六	四四八	五〇五	一三〇	一七九	六九	一五一	二〇六	五三三	一九三	一八九	三三三	五九五	三〇二	二二五	一四〇	被 告 人 員 時 間 區 分	
八	三〇	五	七	五	二二	三	五	二〇	三八	四八	一〇五	四	八〇	一一三	一八五	一六	六〇	一九		以五以一 内日上日
四二	一六	四	三〇	六八	七九	九六	八〇	二四	六六	七九	二八八	五三	五〇	八七	一四一	一三一	七四	九三		以十以六 内日上日
三	一	七	一四	九六	五三	九	三三	三三	五八	九六	四二	三三	四六	五九	一四一	二七	五〇	三三		以十以十一 内日上日
八	三	三	五	七	五	二	二	四	六	六	二	二	一〇	三二	五三	一六	二六	一		以廿以十六 内日上日
四	一		九										八	八	八	一	一	三		以一以廿一 内月上日
二	三	五	五	六〇	四	一	七		五	二	一	二	二六	一四	二二	八	三	四		以二以一 内月上月
																				以三以二 内月上月
																				以六以三 内月上月
																				以一以六 内年上月
																			以 一 上 年	

四六八

第四部第二款第十六表

重罪人裁判時間

Table with columns for time intervals (e.g., 一年以上, 一年以上), number of cases (件數), and various court decisions (e.g., 無罪, 免訴, 死刑, 徒刑, 懲役, 重禁錮, 拘留, 懲罰, 減刑).

前承

Table with columns for court names (e.g., 北海, 根室, 札幌, 函館), number of cases (件數), and various court decisions (e.g., 以五以一月內, 以十以上六日內, etc.).

表七十六第一款一第部五第
分區數件理受訴控ルス對ニ廳各

控訴			原裁判所			受						理						區						分					
裁判所			原裁判所			本年受		重罪		輕罪		遠		轄		罪		分		罪		分							
						主 控訴	主 控訴	主 控訴	主 控訴	主 控訴	主 控訴	主 控訴	主 控訴	主 控訴	主 控訴	主 控訴	主 控訴	主 控訴	主 控訴	主 控訴	主 控訴	主 控訴	主 控訴						
						控訴	附帶	檢事ヨリ	訴訟關係人ヨリ	檢事ヨリ	訴訟關係人ヨリ	檢事ヨリ	訴訟關係人ヨリ	檢事ヨリ	訴訟關係人ヨリ	檢事ヨリ	訴訟關係人ヨリ	檢事ヨリ	訴訟關係人ヨリ	檢事ヨリ	訴訟關係人ヨリ	檢事ヨリ	訴訟關係人ヨリ						
東京	王子	地方	三二	三	九	二	三	二	三	一	一	二	二	三	一	三	一	一	二	一	三	一	二	二					
八王子	地方	地方	一七	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
橫濱	地方	地方	七三	三	五	二	三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
千葉	地方	地方	六四	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
木更津	地方	地方	二二	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
八日市場	地方	地方	二四	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
水戸	地方	地方	四六	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
土浦	地方	地方	二九	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
下妻	地方	地方	一八	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
宇都宮	地方	地方	五五	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
栃木	地方	地方	三三	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
浦和	地方	地方	三三	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
熊谷	地方	地方	三七	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
前橋	地方	地方	三三	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
高崎	地方	地方	三三	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
靜岡	地方	地方	三三	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
濱松	地方	地方	三三	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
沼津	地方	地方	三三	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
甲府	地方	地方	三三	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					

東京控訴院
 第一卷第六十号
 承前

東京控訴院		裁判所	控訴
白河支店	仙臺支店	福島支店	原裁判所
岡崎支店	高岡支店	富山支店	東京控訴院
神戶支店	金澤支店	京都支店	東京控訴院
相模支店	高田支店	長岡支店	東京控訴院
新潟支店	新潟支店	上田支店	東京控訴院
飯田支店	松本支店	長野支店	東京控訴院
谷村支店	長野支店	谷村支店	東京控訴院
...

本年受理件數
 重罪
 輕罪
 區
 違
 分
 罪

東京地方		東京地方		東京地方		東京地方		東京地方	
平野支店	若松支店	盛岡支店	秋田支店	大曲支店	青森支店	函館支店	東京支店	東京支店	東京支店
...

控 訴
裁 判
所

原 裁
判 所

本 年
受 理
件 數

重 罪
受 理

輕 罪
受 理

重 罪
違 犯

輕 罪
違 犯

主 訴 主 訴 主 訴 主 訴
控 訴 控 訴 控 訴 控 訴
主 訴 主 訴 主 訴 主 訴
控 訴 控 訴 控 訴 控 訴
主 訴 主 訴 主 訴 主 訴
控 訴 控 訴 控 訴 控 訴
主 訴 主 訴 主 訴 主 訴
控 訴 控 訴 控 訴 控 訴

大 阪 地 方 神 京
高 神 中 高 奈 大 五 大 五 大 五
知 島 島 山 山 岡 野 路 本 戸 阪 條 良 村 知 戸 都
區 區 區 區 區 區 區 區 區 計 區 區 區 計 區 區 區 計 區 區 區 計

Table with 14 columns of counts for various categories, including 'Main Plaintiff', 'Plaintiff', 'Defendant', and 'Prosecution'.

金 澤 地 方 福 井 地 方 大 津 地 方 岡 山 地 方
福 輪 七 小 金 金 小 敦 大 武 福 武 彦 大 北 王 高 津 岡
井 島 尾 松 澤 澤 濱 賀 野 生 井 生 根 津 龜 島 梁 山 山
區 區 區 區 區 計 區 區 區 區 區 計 區 區 區 計 區 區 區 區 區 計

Table with 14 columns of counts for various categories, including 'Main Plaintiff', 'Plaintiff', 'Defendant', and 'Prosecution'.

前 承

裁 判 所	控 訴 所																		
	原 裁 判 所																		

前

對 應 所	大 分 地 方	熊 本 區	王 津 區	中 津 區	梓 井 區	竹 田 區	佐 伯 區	白 井 區	太 分 區	赤 松 區	人 吉 區	公 人 區	御 代 區	武 藏 區	行 雄 區	小 倉 區	柳 河 區	久 保 區	飯 塚 區	福 岡 區	小 倉 區

前 承

福	盛		山形地方			福島地方				仙臺地方								
福	速	花	盛	酒	米	新	山	若	平	白	中	福	盛	登	石	大	吉	仙
岡	野	巻	岡	田	澤	庄	形	松	河	村	島	岡	米	巻	河	川	臺	
區	區	區	區	計	區	區	區	計	區	區	區	區	計	區	區	區	區	計

控 訴		本 年 受 理 件 数	受 理 罪 區		違 警 分 罪														
裁 判 所	原 裁 判 所		重 罪	輕 罪	重 罪	輕 罪													
根	札	函	弘	青	高	長	新	新	長	甲	沼	前	熊	浦	枋	宇	下	土	
室	幌	館	前	森	田	岡	發	鴻	野	府	津	橋	谷	和	木	都	妻	浦	
地	地	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
方	方	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部

前 承

控 訴		原 裁 判 所	本 年 受 件 數		重 罪		輕 罪		區 分		
主 訴	附 帶 訴		檢 事 ヨリ	訴 訟 關 係 人 ヨリ	檢 事 ヨリ	訴 訟 關 係 人 ヨリ	檢 事 ヨリ	訴 訟 關 係 人 ヨリ	主 帶	主 帶	
盛岡地方	磐井澤川古本										
秋田地方	能代本秋										
以上宮城控訴院管内	大湯横大										
合 計	函八弘青										
	館戸前森										
	地支支地										
	方部部方										

五〇二

函 館 控 訴 院		青 森 地 方		野 邊 地 方		青 森 地 方		大 曲 支 部 方		秋 田 支 部 方		磐 井 支 部 方		盛 岡 支 部 方		仙 臺 支 部 方		新 潟 支 部 方		長 野 支 部 方		宇 都 宮 支 部 方		根 室 支 部 方		札 幌 支 部 方	
主 訴	附 帶 訴	主 訴	附 帶 訴	主 訴	附 帶 訴	主 訴	附 帶 訴	主 訴	附 帶 訴	主 訴	附 帶 訴	主 訴	附 帶 訴	主 訴	附 帶 訴	主 訴	附 帶 訴	主 訴	附 帶 訴	主 訴	附 帶 訴	主 訴	附 帶 訴	主 訴	附 帶 訴	主 訴	附 帶 訴
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

五〇三

表八十六第一款一第部五第
分區決判訴控訟ス對ニ廳各

控訴所	原裁判所	受理總數		判決數				取件下消未		
		受新	計	重罪	輕罪	違背罪	計	取件下消未	取件下消未	
東京地方	東京地方	六五	二九八	一七	二五		二八	二九	一〇	
八王子支部	八王子支部	四	二二		一六		一七	三		
橫濱地方	橫濱地方	四	九八	二	三一		七八	三		
千代田地方	千代田地方	二	六八		三六		七八	一		
水戸地方	水戸地方	六	一四		一六		一〇	一		
八日市場支部	八日市場支部	二	三〇		二六		一〇	二		
土浦支部	土浦支部	三	八二		二七		七	一		
下妻支部	下妻支部	二	四二		一〇		二	一		
宇都宮地方	宇都宮地方	七	一八	一〇	二五		六	一		
合計	合計	二七	一三五	二七	一四五	三	一三五	一〇		

五〇五

輕罪控訴中諸規則違反ニ係ルモノ左ノ如シ
 検事控訴主件欄中檢事ト訴訟關係人ト相控訴ニ係ルモノ左ノ如シ

種類	件数	合計
主件	二百七十六件	二百七十六件
附帯件	十九件	十九件
訴訟關係人	五百六十五件	五百六十五件
附帯件	七件	七件
合計	八百五十七件	八百五十七件

前承

控訴所	原裁判所	本年受理件數	重罪	輕罪	違背罪	合計
函館地方	函館前	三				三
小樽地方	小樽前	二				二
札幌地方	札幌前	三				三
札幌河	札幌河	九				九
札幌毛	札幌毛	三				三
札幌小	札幌小	一				一
札幌岩	札幌岩	八				八
札幌室	札幌室	一〇				一〇
札幌厚	札幌厚	一				一
札幌岸	札幌岸	一				一
札幌劍	札幌劍	一				一
根室地方	根室	八				八
根室厚	根室厚	一				一
根室岸	根室岸	一				一
根室劍	根室劍	一				一
以上函館控訴管内ノ合計	合計	七〇八	二七	三五	五八一	八二〇

五〇四

東京控訴院	北支	東支	函支	青支	太支	秋支	盛支	若支	平支	白支	福支	仙支	岡支	名支	高支	密支	金支	神支	京支	原裁判所	受理總數		重罪	輕罪	違警罪	計	取件下	消滅件數	未終局件數	輕罪ノ内
																					受新	受舊								
相模川支	高田支	長岡支	新潟支	新潟支	上野支	飯田支	松本支	長野支	谷村支	甲府支	沼津支	濱松支	静岡支	高崎支	前橋支	熊谷支	浦和支	栃木支	栃木支	原裁判所	受新	受舊	重罪	輕罪	違警罪	計	取件下	消滅件數	未終局件數	輕罪ノ内
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	原裁判所	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二

東京地方	北支	東支	函支	青支	太支	秋支	盛支	若支	平支	白支	福支	仙支	岡支	名支	高支	密支	金支	神支	京支	原裁判所	受新	受舊	重罪	輕罪	違警罪	計	取件下	消滅件數	未終局件數	輕罪ノ内
横濱支	北支	東支	函支	青支	太支	秋支	盛支	若支	平支	白支	福支	仙支	岡支	名支	高支	密支	金支	神支	京支	原裁判所	受新	受舊	重罪	輕罪	違警罪	計	取件下	消滅件數	未終局件數	輕罪ノ内
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	原裁判所	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二

水戸地方	千葉地方						横濱地方					裁判所		控訴			
	龍崎	麻生	土浦	太田	水戸	佐原	北条	木更津	平宮	松戸	赤松	静岡	東京		小田	横濱	原裁判所
3	6	5	4	3	1	1	1	6	5	0	5	1	1	2	2	受審	受理總數
7	6	5	4	3	1	1	1	6	5	0	5	1	1	2	2	受新	
																計	判決
																重罪	
																輕罪	判決
																却棄	
																却棄	判決
																計	
																取下	案件數
																減消	
																終未	案件數
																輕罪	
																ノ内	

前承	浦和地区										宇都宮地方				平糶		下妻				
	沼田	前橋	太田	東京	大宮	熊谷	川越	幸手	蕨	浦和	太田	龍崎	水戸	佐野	栃木	大田		真岡	宇都宮	平糶	

大	飯	伊	上	大	上	太	上	長	野	地方	新	瀨	高	岸	新	三	新	村	長	新	高	六	相	以上東京控訴院管内ノ合計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	

大	飯	高	富	太	前	橋	地方	靜	岡	地方	甲	府	地方	控	訴	裁	判	所	新	原	裁	判	所
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

前 承

大阪控訴院	前 承														裁	控	受理總數	判	決	件	數	取	消	未	輕	罪	内								
	田邊支部	和歌山支部	高岡支部	富山支部	石川支部	福井支部	小濱支部	金澤支部	七尾支部	石川支部	津島支部	高津支部	岡上支部	後山支部	豐岡支部	姫路支部												洲本支部	神戸支部	五條支部	受	新	計	重	輕
田邊支部	和歌山支部	高岡支部	富山支部	石川支部	福井支部	小濱支部	金澤支部	七尾支部	石川支部	津島支部	高津支部	岡上支部	後山支部	豐岡支部	姫路支部	洲本支部	神戸支部	五條支部	受	新	計	重	輕	違	禁	罰	計	下	取	消	未	輕	罪	内	
三	二八	三三	五九	一七	三九	九	二九	二八	五五	二	三	三	三	七	二	三	三	三	三	二	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

五二二

前 承

東京	前 承																					
	京本地方	熊本地方	大分地方	長崎地方	宇和島地方	松山地方	濱田地方	赤間關支部	三次支部	尾道支部	廣島支部	岐阜支部	山田支部	名古屋支部	米子支部	鳥取支部	北條支部	高松支部	中村支部	高知支部	脇野支部	徳島支部
京本地方	熊本地方	大分地方	長崎地方	宇和島地方	松山地方	濱田地方	赤間關支部	三次支部	尾道支部	廣島支部	岐阜支部	山田支部	名古屋支部	米子支部	鳥取支部	北條支部	高松支部	中村支部	高知支部	脇野支部	徳島支部	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

五二二

本館

神戶	神	津	高	岡	高	神	富	神	大	武
地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方
神戶	津	高	岡	高	神	富	神	大	武	武
本	路	本	山	山	山	山	山	山	山	山
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
...

前承

奈良	大	京	伏	國	福	奈	天	天	京	神	高	中	高	奈	大
地方	阪	都	見	津	知	根	王	阪	都	戶	知	村	長	條	大
大	阪	京	伏	國	福	奈	天	天	京	神	高	中	高	奈	大
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
...

以上大阪控訴院管内ノ 合計	鳥取地方	高松地方					高知地方				徳島地方		和歌山地方	
	米倉 子吉	鳥取 区	徳島 区	高松 区	中村 区	須崎 区	安藝 区	高松 区	川島 区	徳島 区	新宮 区	田邊 区	新宮 区	田邊 区
299	1	2	7	3	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
299	2	3	8	4	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2
148														
63														
138														
593														
53														
29														
213														
80														
3														
173														

和歌山	金山	杉木	高岡	富山	富山	福井	輪島	七尾	小松	金沢	小松	敦賀	大野	大野
和歌山	金山	杉木	高岡	富山	富山	福井	輪島	七尾	小松	金沢	小松	敦賀	大野	大野
19	58	1	17	38	66	11	5	3	5	26	29	1	1	1
19	58	1	17	38	66	11	5	3	5	26	29	1	1	1

前承

裁判所	控訴	原裁判所	受理總數		判決件數				取下件數	消滅件數	未終局件數	輕罪ノ内
			受審	受新	重罪	輕罪	違警罪	却棄				
高知地方												
北見地方												
馬場地方												
長岡地方												
福島地方												
廣島地方												
尾道地方												
三原地方												
庄原地方												
松江地方												
山形地方												
計												

裁判所	控訴	原裁判所	受理總數		判決件數				取下件數	消滅件數	未終局件數	輕罪ノ内
			受審	受新	重罪	輕罪	違警罪	却棄				
德島地方												
赤間關區												
船岡區												
岩國區												
萩區												
松山區												
大洲區												
宇和島區												
西條區												
今治區												
福山區												
以上廣島控訴院管内ノ合計												
福江支部												
平戸支部												
長崎地方												
計												

前 承

官城控訴院	裁判所		受理總數		判 決 件 數		取下	減消	未終局	輕罪 ノ内
	原裁判所	受審	受新	計	重罪 スヲ取消	輕罪 スヲ取消				
浦和	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宇都宮	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
下妻	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
王浦	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
水戸	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
八日市場	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
横濱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東京	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大宮	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大曲	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
磐井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
盛岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鶴岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
酒田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
米澤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27

承 前

仙臺地方	裁判所		受理總數		判 決 件 數		取下	減消	未終局	輕罪 ノ内
	原裁判所	受審	受新	計	重罪 スヲ取消	輕罪 スヲ取消				
福登	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石河原	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
古川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
仙臺	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
根室	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
札幌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
函館	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
弘前	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
上田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
松本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
甲府	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
沼津	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
前橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊谷	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26

前承

裁 判 所	控 訴 原 裁 判 所											
	根室	釧路	厚岸	根室	稚内	岩内	小樽	増毛	浦河	札幌	札幌	小樽
受理 新	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
重罪	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
軽罪	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
取下	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
減消	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
未終局	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
輕罪 ノ 内	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

五三三

輕罪控訴中諸規則違反ニ係ルモノ左ノ如シ
取
消
五
百
件
棄
却
二
百
九
十
四
件

以上函館控訴院管内ノ
合計
總計

裁 判 所	控 訴 原 裁 判 所											
	函館	青森	青森	函館	函館	函館	青森	青森	函館	函館	青森	函館
受理 新	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
重罪	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
軽罪	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
取下	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
減消	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
未終局	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
輕罪 ノ 内	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

五三二

表一十七第款一第部五第
分區ノ等人證ルタシ出呼キ付ニ訴控ルス對ニ廳各

表
果成ノ

廳名	件數	控訴ニ於ケル訴訟關係人及訴訟費用		
		原告人	被告人	計
東京控訴院	142	197	50	247
東京地方	115	178	44	222
神戶地方	61	84	21	105
前橋地方	41	53	13	66
浦和地方	26	34	9	43
宇都宮地方	26	34	9	43
水戸地方	8	10	3	13
千代田地方	4	5	1	6
横濱地方	15	19	5	24
東京地方	5	6	1	7
長野地方	3	4	1	4
新潟地方	1	1	0	1
合計	312	411	103	514

五三五

十七第款一第部五第
判裁訴控ルス對ニ名刑ノ判裁原

表九十六第款一第部五第
分區ノ人立申訴控

原判決刑名	件數	判決人員	控訴		判裁		判裁結果	
			無罪	免訴	死刑	徒刑	懲戒	罰金
無罪	65	105	1	1	0	0	0	0
免訴	5	5	0	0	0	0	0	0
死刑	27	30	0	0	0	0	0	0
徒刑	36	43	0	0	0	0	0	0
懲戒	99	119	0	0	0	0	0	0
罰金	69	85	0	0	0	0	0	0
拘留	26	32	0	0	0	0	0	0
其他	2	3	0	0	0	0	0	0
合計	312	387	1	1	0	0	0	0

控訴區別	件數	判裁		案件數	
		重罪	輕罪	違警罪	其他
檢事ヨリ	82	48	34	137	137
被告人ヨリ	40	26	14	54	54
被告人ノ法律上代理人ヨリ	1	1	0	1	1
辯護人ヨリ	1	1	0	1	1
合計	124	76	48	124	124

五三四

廳名	件数	控訴ニ於ケル訴訟關係人及訴訟費用			金
		原告	被告	無罪免訴	
以上東京控訴院管内ノ合計	二四七三	九八二三	一〇二三	四五	七〇九〇〇〇
大阪控訴院	三八	六	二	一	二九三三〇
京都府	六	一	一	一	九二五八〇
奈良	一	一	一	一	二〇九三〇
大津	一	一	一	一	三三八〇
神戶	一	一	一	一	九四二〇
岡	一	一	一	一	七三三〇
大津	一	一	一	一	一八〇〇〇
福井	一	一	一	一	一三三〇〇
金澤	一	一	一	一	一三三〇〇
富山	一	一	一	一	一〇九〇〇
和歌山	一	一	一	一	一〇九〇〇
徳島	一	一	一	一	一〇九〇〇
高知	一	一	一	一	一〇九〇〇
高松	一	一	一	一	一〇九〇〇
鳥取	一	一	一	一	一〇九〇〇
以上大阪控訴院管内ノ合計	一五三	六五	一〇	一	三三三三〇
名古屋控訴院	二七	三	一	一	九〇七〇〇

廳名	件数	控訴ニ於ケル訴訟關係人及訴訟費用			金
		原告	被告	無罪免訴	
以上東京控訴院管内ノ合計	二四七三	九八二三	一〇二三	四五	七〇九〇〇〇
大阪控訴院	三八	六	二	一	二九三三〇
京都府	六	一	一	一	九二五八〇
奈良	一	一	一	一	二〇九三〇
大津	一	一	一	一	三三八〇
神戶	一	一	一	一	九四二〇
岡	一	一	一	一	七三三〇
大津	一	一	一	一	一八〇〇〇
福井	一	一	一	一	一三三〇〇
金澤	一	一	一	一	一三三〇〇
富山	一	一	一	一	一〇九〇〇
和歌山	一	一	一	一	一〇九〇〇
徳島	一	一	一	一	一〇九〇〇
高知	一	一	一	一	一〇九〇〇
高松	一	一	一	一	一〇九〇〇
鳥取	一	一	一	一	一〇九〇〇
以上大阪控訴院管内ノ合計	一五三	六五	一〇	一	三三三三〇
名古屋控訴院	二七	三	一	一	九〇七〇〇
盛岡	七	一	一	一	一七六〇
福島	四	一	一	一	一六三〇
仙台	八	一	一	一	一六三〇
宮城	一	一	一	一	一六三〇
以上長崎控訴院管内ノ合計	一〇	一	一	一	一六三〇
鹿兒島	六	一	一	一	一六三〇
熊本	六	一	一	一	一六三〇
大分	五	一	一	一	一六三〇
福岡	一	一	一	一	一六三〇
佐賀	一	一	一	一	一六三〇
長崎	一	一	一	一	一六三〇
以上廣島控訴院管内ノ合計	三三	一	一	一	一六三〇
松山	四	一	一	一	一六三〇
山口	四	一	一	一	一六三〇
廣島	一	一	一	一	一六三〇
以上名古屋控訴院管内ノ合計	三三	一	一	一	一六三〇
岐阜	三	一	一	一	一六三〇
愛知	三	一	一	一	一六三〇
岐阜	一	一	一	一	一六三〇
安濃津	一	一	一	一	一六三〇

表三十七第款一第部五第
間時判裁ノ訴控ルス對ニ廳各

廳名	人員	一年以上	一年以上	一年以上	一年以上	一年以上	一年以上	一年以上	一年以上	一年以上	一年以上	一年以上	一年以上	一年以上	一年以上	一年以上	一年以上	一年以上	一年以上
東京控訴院	1,660	18	10	1	396	219	155	119	11	29	21	10	3	4	4	3	3	3	3
東京地方	81	1	1	1	25	15	11	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東京地方	1,579	17	9	1	371	204	144	110	10	28	20	9	2	3	3	2	2	2	2
大阪控訴院	1,903	54	24	1	545	364	264	198	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪地方	1,808	54	24	1	545	364	264	198	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上東京控訴院管内ノ合計	3,563	35	14	2	941	568	408	309	11	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
新瀉地方	60	1	1	1	19	12	9	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野地方	67	1	1	1	21	13	10	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
甲府地方	42	1	1	1	13	8	6	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
静岡地方	53	1	1	1	16	10	7	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
前橋地方	37	1	1	1	11	7	5	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
浦和方面	37	1	1	1	11	7	5	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宇都宮地方	76	1	1	1	23	14	10	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
水戸地方	69	1	1	1	21	13	10	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉地方	43	1	1	1	13	8	6	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
横濱地方	66	1	1	1	20	12	9	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東京地方	81	1	1	1	25	15	11	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	6,853	147	64	7	1,947	1,272	914	683	22	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

表二
間時

時間区分	人員	控訴ニ於ケル	無罪免訴	金額
一年以上	37	14	1	516
一年以上	37	14	1	516
合計	6,853	147	11	9,332

十七第款一第部五第
判裁ノ訴控

時間区分	人員	控訴ニ於ケル	無罪免訴	金額
一日以上十五日以内	1,299	1	1	1,580
十六日以上一月以内	1,655	1	1	2,110
一月以上二月以内	1,939	1	1	2,499
二月以上三月以内	933	1	1	1,216
三月以上四月以内	476	1	1	638
四月以上五月以内	310	1	1	434
五月以上六月以内	177	1	1	244
合計	6,853	6	6	9,332

前承

廳名	人員	控訴ニ於ケル			無罪免訴			金額	
		原告被	被告被	合計	原告被	被告被	合計	原告被	合計
秋田地方	5	3	1	4	1	1	2	780	780
以上宮城控訴院管内ノ合計	5	3	1	4	1	1	2	780	780
函館控訴院	19	11	1	12	1	1	2	9,440	10,620
青森地方	2	1	1	2	1	1	2	1,510	1,760
札幌地方	7	4	1	5	1	1	2	3,830	4,660
以上函館控訴院管内ノ合計	35	16	3	19	3	3	6	14,770	16,440
總計	6,853	35	5	40	6	6	12	16,440	18,080

承前
 大阪控訴院
 名古屋控訴院
 名古屋控訴院
 廣島控訴院

裁判所	原告	原裁判所	本年受理件数		重罪		輕罪		區分	
			主	附	主	附	主	附	主	附
大阪控訴院	福井	福井	六	二						
	金澤	金澤	三	一						
	富山	富山	四	一						
	和歌山	和歌山	二	一						
	徳島	徳島	九	二						
	高知	高知	五	一						
	高松	高松	九	一						
	名古屋	名古屋	八	一						
	安濃津	安濃津	七	一						
	岐阜	岐阜	五	一						
	廣島	廣島	三	一						
	山口	山口	八	一						
	松江	松江	二	一						
	松江	松江	二	一						
	佐賀	佐賀	七	一						
	佐賀	佐賀	五	一						

五四四

長崎控訴院
 宮城控訴院
 函館控訴院

裁判所	原告	原裁判所	本年受理件数		重罪		輕罪		區分	
			主	附	主	附	主	附	主	附
長崎控訴院	福岡	福岡	八	一						
	熊本	熊本	七	一						
	鹿兒島	鹿兒島	三	一						
	宮崎	宮崎	一〇	一						
	仙臺	仙臺	六	一						
	福島	福島	四	一						
	山形	山形	四	一						
	盛岡	盛岡	三	一						
	秋田	秋田	五	一						
	青森	青森	九	一						
	函館	函館	八	一						
	札幌	札幌	二	一						
	函館	函館	二	一						
	根室	根室	〇	一						
總計			一九〇	一三	六	二	三〇	九	一四一	一八

上告中非常上告ニ係ルモノノ左ノ如シ
 輕罪 五件
 輕罪上告中諸規則違反ニ係ルモノノ左ノ如シ

主 二十五件
 附帶 一件
 訴訟關係人 主 百六十七件
 附帶

五四五

表五十七第款二
分區決判告上ル

		大阪控訴院										東京控訴院										
		名古	高松	高知	徳島	和歌山	富山	金澤	福井	大津	岡山	神戶	奈良	大阪	京都	新瀉	長野	甲府	静岡	前橋	浦和	宇都宮
		地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地
		方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方
受	新																					
計																						
毀	破																					
却	棄																					
毀	破																					
却	棄																					
毀	破																					
却	棄																					
計																						
取	下																					
減	消																					
未	局																					

五四七

第部五第
ス對二廳各

		大審院										東京控訴院										大阪控訴院									
		水戸	千葉	横濱	東京	札幌	大塚	福曲	太田	函館	宮城	長崎	廣島	名古屋	大阪	京都	新瀉	長野	甲府	静岡	前橋	浦和	宇都宮								
		地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地								
		方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方								
受	新																														
計																															
毀	破																														
却	棄																														
毀	破																														
却	棄																														
毀	破																														
却	棄																														
計																															
取	下																														
減	消																														
未	局																														

檢事上告主件欄中檢事卜訴訟關係人卜相上訴二係ルモノ左ノ如シ
輕罪 九件

五四六

表六十七第款二第部五第 表二第子十子毒

分 區 / 入 立 申 二 告 上 二 上 告 (起 罪 罪 由

上告	告 別	判 決		件 數	
		重 罪	輕 罪	違 警	罪
檢事ヨリ	破	175	190	175	190
被告人ヨリ	破	3	3	3	3
被告人ノ法律上代理人ヨリ	破	1	1	1	1
辯護人ヨリ	破	1	1	1	1
合計	破	180	194	180	194

五四九

表六十七第款二第部五第 表二第子十子毒

分 區 / 入 立 申 二 告 上 二 上 告 (起 罪 罪 由

前 承

上告	告 別	判 決		件 數	
		重 罪	輕 罪	違 警	罪
名古屋控訴院	破	1	1	1	1
安濃津地	破	1	1	1	1
廣島地	破	1	1	1	1
山口地	破	1	1	1	1
松江地	破	1	1	1	1
松山地	破	1	1	1	1
廣島地	破	1	1	1	1
長崎地	破	1	1	1	1
佐賀地	破	1	1	1	1
福岡地	破	1	1	1	1
熊本地	破	1	1	1	1
鹿兒島地	破	1	1	1	1
宮崎地	破	1	1	1	1
仙臺地	破	1	1	1	1
福島地	破	1	1	1	1
合計	破	15	15	15	15

五四八

表七十七第款二第部五第
由理毀破ノ告上ルス對ニ廳各

上告											裁判所	原裁判所	破毀ニ係ル上告ノ理由						
東京控訴院	大阪控訴院	京都控訴院	名古屋控訴院	東京控訴院	大阪控訴院	京都控訴院	名古屋控訴院	東京控訴院	大阪控訴院	京都控訴院				裁判所	原裁判所	破毀ニ係ル上告ノ理由			
長野地方	甲府地方	静岡地方	宇都宮地方	水戸地方	千葉地方	横濱地方	東京地方	札幌地方	福岡地方	大坂地方	函館控訴院	宮城控訴院	長崎控訴院	廣島控訴院	名古屋控訴院	大阪控訴院	東京控訴院	破毀ニ係ル上告ノ理由	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

五五〇

上告											裁判所	原裁判所	破毀ニ係ル上告ノ理由					
東京控訴院	大阪控訴院	京都控訴院	名古屋控訴院	東京控訴院	大阪控訴院	京都控訴院	名古屋控訴院	東京控訴院	大阪控訴院	京都控訴院				裁判所	原裁判所	破毀ニ係ル上告ノ理由		
長崎地方	松江地方	山口地方	廣島地方	安濃津地方	高松地方	高知地方	徳島地方	富山地方	金澤地方	福井地方	大津地方	岡山地方	神戶地方	奈良地方	京都地方	大阪地方	東京地方	破毀ニ係ル上告ノ理由
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

五五二